

安心・安全なまちづくり

災害協定を締結

町と株式会社ぐんま安全教育センターは、災害時等における支援に関する協定を締結しました。協定の内容は、災害時の情報収集の支援などについてです。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)



11月6日の締結式の様子



町指定重要文化財

講演会「野田宿本陣森田家について」

伊香保街道の野田宿で、本陣として重要な役割を果たした森田家に関する講演会を開催します。森田家住宅は約400年の歴史を持ち、令和元年5月に町重要文化財に指定されたばかりです。



重要文化財の主屋・書院



▼申し込み方法 電話かFAX

※FAXの場合、講演会参加希望の旨と氏名・住所・電話番号を記載してください。

▼申し込み・問い合わせ先

文化財センター(月曜休館)
☎54・9443
FAX 25・7765

在宅で介護をしている人は申請を

在宅ねたきり老人等介護慰労金

身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、申請により介護慰労金を支給しています。

▼対象 令和2年1月1日を

基準日として、①②③をすべて満たしている老人などを1年以上継続して介護している人に支給します。ただし、2人以上で介護している場合は、主として介護する人が対象です。

- ① 町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- ② 基準日以前の1年間継続して要介護1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人



▼支給決定

町で定めた基準により調査し、後日通知します。

▼申請に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印不可)
- 振込先金融機関の通帳
- 申請書(高齢福祉室で受け取ってください。)

▼申請期間 令和2年1月14日②～2月14日⑤

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

町ホームページへ
広告を掲載
しませんか?

町ホームページ内に
バナー広告の掲載を希望する
企業・個人事業主を
募集しています。

掲載料金 町内に事業所がある場合
→月額2,000円

町外に事業所がある場合
→月額3,000円

掲載場所 町ホームページの
トップページ

規格 縦50ピクセル×
横150ピクセル

詳しくは
こちら

問い合わせ先

総務政策課 庶務行政室
☎26-2240(直通)



忘れずにお申し込みください

学童クラブ入所児童を募集



令和2年度に学童クラブの

利用を希望する人は、社会福祉協議会へお申し込みください。詳しくは、左表をご覧ください。

また、現在入所しており、令和2年度も引き続き利用を希望する人も申し込みが必要です。各学童クラブへお申し込みください。申請書は、学童クラブで配布します。

▼問い合わせ先
社会福祉協議会 ☎54・3930
URL <http://www.yoshioka-shakyo.jp/>

新たに学童クラブへの入所を希望する場合

期 日	令和2年1月6日⑩～31日⑩
対 象	保護者や祖父母が家庭外で仕事をしていて放課後家にいない家庭の小学生
受付場所・時間	社会福祉協議会(老人福祉センター内) 8:30～17:15※日曜日・祝日を除く
必要なもの	<input type="checkbox"/> 入所申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書(祖父母が町内在住の場合は、祖父母の就労証明書も必要) ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明書が必要になることがあります。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求められます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●先着順ではありません。 ●申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠ける度合いの高い児童を優先的に決定します。 ●入所決定通知または不承諾通知は2月下旬ごろ郵送する予定です。 ●申請書などは1月6日⑩以降社会福祉協議会で受け取るか、社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。

臨時職員を募集します

▼勤務内容 学童クラブでの児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)

▼応募資格 子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許・放課後児童支援員認定資格保持者歓迎)

▼賃金 時給1000円

▼応募方法 令和2年1月31日⑩までに社会福祉協議会へ連絡の上、履歴書を持参してください。

入学前に受け取れるようになりました

児童生徒への就学援助費



経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者(生活保護受給者に準ずる程度)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

※生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談

新入学児童生徒学用品費の前倒し支給

令和2年度に小・中学校へ入学する児童生徒がいる家庭へ、入学前の3月に新入学児童生徒学用品費の前倒し支給を行います。

▼申請方法

入学通知書に同封されている申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

▼申込締切

令和2年1月31日⑩

▼提出先 学校教育室または児童生徒が在籍する小・中学校

在校児童生徒の就学援助費の申請

令和元年度に援助を受けていて、引き続き援助を希望する場合も新たに申請が必要です。

また、令和2年度分の申請から、きょうだいがいる場合や別の学校に在籍している場合でも、申請書は1枚で申請できるようにしました。

▼申請方法

申請書を、各校か学校教育室で受け取り、必要事項を記入、押印の上、提出してください。

▼申込締切

令和2年2月28日⑩

▼提出先 学校教育室または児童生徒が在籍する小・中学校

▼相談・問い合わせ先

▼明治小学校 ☎54・2105
 ▼駒寄小学校 ☎54・2300
 ▼吉岡中学校 ☎54・3213
 ▼教育委員会事務局 学校教育室
 ☎26・2286(直通)

今月の納税

介護保険料
後期高齢者医療保険料 ……6期

納期限 令和2年1月6日(月)

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料 ……7期

納期限 令和2年1月31日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

吉岡町 「まち自慢」フォトコンテスト

テーマ まち自慢～吉岡町の魅力再発見～

令和2年1月31日(金)必着

応募資格 アマチュアの人(住所は問いません)

作品の要件

- 平成29年1月以降に応募者本人が町内で撮影した未発表の自作品(1人1点まで)。
- カラープリントの六つ切りまたはA4サイズ。

応募方法

規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または政策室へ持参してください。応募票は政策室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。詳しくは、町ホームページまたは政策室窓口で配布している実施要領をご覧ください。

賞

最優秀賞1点、優秀賞2点、入賞5点
受賞者には地域特産品などの副賞を予定。
また、応募者全員に参加賞を呈呈します。

問い合わせ先 総務政策課 政策室 ☎26-2241(直通)

吉岡町 プレミアム付商品券

購入引換券が届いた人は、
プレミアム付商品券を購入できます。

- 購入場所** 町商工会(南下1375-3)
受付時間は土・日・祝日を除く日の9:00~17:00
- 購入方法** 購入引換券と本人確認書類(運転免許証など)を提示して現金で購入
- 購入限度額** 1セット4,000円(500円券×10枚)で5セットまで
※分割購入可能
- 購入期限** 令和2年2月28日(金)
- 注意事項** 購入引換券は再発行できません。
その他、詳しくは購入引換券をご確認ください。

問い合わせ先
産業建設課 産業振興室
☎26-2280(直通)

月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

身の回りの 製品についてよく知ろう

スマートフォンや自動車、石油ヒーターにガスコンロといった私たちの身の回りの製品。これらについて、皆さんはよく知っていますか。

製品を使う過程には「作る人」「売る人」「使う人」という役割があります。この役割をそれぞれが果たすことで、はじめて事故を起こさず安全に製品を使うことができます。製品事故を防ぎ安全に使用するためには、消費者の皆さんが「使う人」としての正しい役割を果たすことが重要です。

役割3箇条

- ①安全な製品を購入し、取扱説明書を読んで正しい使い方と注意事項を確認しましょう。
- ②定期的に製品の清掃や点検を行い、修理が必要なならば製造者や販売業者に相談しましょう。
- ③製品に関する制度(PSマークやリコールなど)に関心を持ちましょう。

製品に関するトラブルにあっけし、どうしたらいいかわからないときは、消費生活センターへご相談ください。

◎次回はPSマークについて学びましょう。

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付:祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日 9:00~16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付:月曜日~金曜日 9:00~17:00・土曜日 9:00~12:00/13:00~17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。

